

令和8年2月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

第4次秋田市公共交通政策ビジョン等について

1 趣旨

秋田市地域公共交通協議会において検討を進めていた「第4次秋田市総合交通戦略」および「第4次秋田市公共交通政策ビジョン」について、パブリックコメントの結果を踏まえた計画案が2月5日（木）に開催した同協議会で承認されたことから、報告するもの

2 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月19日（月）まで

(2) 実施結果

12名から意見の提出

(3) 主な意見内容

- ア 生活道路における自動車の速度制限遵守と取締りについて
- イ 各駅を拠点としたバス路線の再編、JRとの連携強化について
- ウ 商業施設等と連携した乗換拠点の環境整備について
- エ ICカードを活用した乗換割引制度の早期導入について
- オ 若年層（学生等）への運賃割引やポイント付与について
- カ 複合経路検索、乗換案内サービスの導入について
- キ 降雪期における交通渋滞について
- ク 社会情勢の変化に応じた計画の柔軟な見直しについて 等

(4) 計画（案）への反映について

いただいたご意見は、今後の計画の推進や取組の実施にあたっての参考意見とし、計画には直接的に反映はしていないが、用語説明、表現などは意見を踏まえ修正している。

3 計画（案）について

別紙の「第4次秋田市総合交通戦略（案）の概要」および「第4次秋田市公共交通政策ビジョン（案）の概要」のとおり。

なお、秋田市地域公共交通協議会やパブリックコメントの意見を踏まえ、計画素案から以下のとおり修正を行った。

- (1) 「D I D（人口集中地区）」、「利便増進事業」に関する用語説明を追記
- (2) 「K P I」を「成果目標指標」へ表現修正

4 改定スケジュール

令和7年12月16日	11月定例会建設委員会で計画素案報告
12月23日	パブリックコメント実施
令和8年1月19日	パブリックコメント終了
2月5日	秋田市地域公共交通協議会での計画案検討および承認
3月6日	2月定例会建設委員会で計画案報告
3月下旬	計画策定および公表

第4次秋田市総合交通戦略(案)の概要(令和8年3月策定)

■ 計画策定の背景と目的

本市では、人口減少・高齢化の進行や市街地の低密度化に対応するため、都心・中心市街地と6つの地域中心に都市機能を誘導し、地域間を骨格道路網や公共交通ネットワークで結ぶ多核集約型コンパクトシティの実現を目指しています。

公共交通においては、バス利用者が大きく減少し、路線の減便や廃止が発生するなど、厳しい状況が続いており、今後さらに高齢化が進む中、多様な世代の移動ニーズに対応するため、公共交通の必要性がより高まると見込んでいます。

そのため、これまで以上に関係者と密に連携しながら、ハード・ソフトの両面から都市交通に関する取組を推進していく必要があります。誰もが自由に最適な移動手段を選択できる秋田市の実現に向け、「第4次秋田市総合交通戦略」を策定するものです。

■ 計画区域および計画期間

本計画の対象とする区域は、秋田市全域とします。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

■ 基本的な方針と目標

基本的な方針 多核集約型コンパクトシティを形成し、誰もが自由に最適な移動手段を選択できる交通体系の実現

● 目標Ⅰ(歩行者・自転車関係)

誰もが安全・安心かつ快適に利用でき、回遊性の向上に寄与する歩行者・自転車交通環境の実現

【取組の視点】

歩行者・自転車が多い都心・中心市街地や地域中心において、安全・安心で快適な通行空間を整備するとともに、高齢者等に対応したバリアフリー化や自転車利用促進施策を実施し、回遊性が高く、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

● 目標Ⅱ(公共交通関係) ※ビジョンの「基本的な方針」に当たる項目

多様な交通モードの連携・協働による、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現

【取組の視点】

多核集約型コンパクトシティを形成する公共交通ネットワークを整備し、多頻度運行による幹線軸の利便性向上を図るとともに、マイタウン・バスを含む支線軸の確保、エリア交通などによる地域内交通の充実、交通結節点における鉄道とバスの連携強化を図る。

また、利便性向上施策とあわせ、交通事業者、地域住民、行政が一体となって、限られた輸送資源を効率的に活用しながら、地域の特性に応じた交通手段の確保に向けて取組を進め、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現を目指す。

● 目標Ⅲ(その他自動車交通関係)

拠点間ネットワークを形成し、生活や経済活動の基盤となる道路網の実現

【取組の視点】

多核集約型コンパクトシティの形成に向けて、既存ストックを有効活用しながら、都心・中心市街地と地域中心などを有機的に結びつける「3環状放射型道路網」の整備を進め、安全な道路環境の確保、バスの走行性向上および市街地への通過交通の流入回避による混雑緩和を図ることで、人や物の移動を支える自動車交通の利便性向上を目指す。

■ 成果目標指標

成果目標指標		指標値	
		現況値 (R6)	目標値 (R12)
目標Ⅰ (歩行者・自転車関係)	中心市街地の歩行者・自転車通行量	25,187 人/日	30,500 人/日
	市内の交通事故死傷者数 (歩行者・自転車関連)	170 人/年	120 人/年
	市内の高齢者が起こした交通事故による死傷者数	172 人/年	150 人/年
	中心市街地循環バスの利用者数	59,779 人/年	66,000 人/年
	市民による「まちのにぎわい」満足度	39.6%	41.0%
※目標Ⅱ (公共交通関係) については、ビジョンの概要に詳細を記載			
目標Ⅲ (その他自動車交通関係)	都市計画道路の整備率	80.6%	83.0%
	市民による「道路の整備状況」満足度	62.7%	75.0%
	拠点間のピーク時間帯所要時間 ①北部SC⇒秋田駅 ②西部SC⇒秋田駅 ③南部SC⇒秋田駅 ④東部SC⇒秋田駅 ⑤河辺SC⇒秋田駅 ⑥雄和SC⇒秋田駅	①32.1分 ②26.2分 ③25.9分 ④12.7分 ⑤35.8分 ⑥38.4分	現状より 短縮
	市内の交通事故死傷者数 (自動車関連)	367 人/年	220 人/年
	市内の主要渋滞箇所数	32箇所	現状より 減少

■ 施策の内容

目標Ⅰ (歩行者・自転車関係)	施策パッケージ1 誰もが安全・安心かつ快適に利用できる歩行者・自転車空間の整備	
	(1) 安全で快適な歩行環境の確保	歩行者および自転車が安全・安心に通行できるように、歩道の有効幅員を確保するため、既存および新規の道路整備を行う。
	(2) 無電柱化による歩行者空間の確保	秋田県無電柱化推進計画および秋田市無電柱化推進計画に基づき、無電柱化により、歩道の有効幅員を確保し、安全かつ快適な歩行者空間を整備する。
	(3) 歩道の消融雪設備整備	歩道の消融雪設備整備により、歩行者が冬期でも安全かつ快適に通行できる空間を整備する。
	(4) 歩道のバリアフリー化	バリアフリー化を推進するために、歩道の拡幅や段差・横断勾配の緩和を行い、高齢者、障がい者を含むすべての人が安全かつ快適に通行できる空間を整備し、適切に維持管理する。
	(5) 自転車利用環境の整備	自転車走行時の危険箇所の改善や、有効幅員の広い自転車歩行者道整備により、快適な自転車走行空間の形成を図るとともに、自転車利用に関連した標識や案内サインの充実に努める。 秋田駅周辺の駐輪場について、利用状況に応じた適切な運営と維持管理を図りながら、利用促進および利便性向上に努める。 自転車を含むモビリティと公共交通との接続による多様な移動手段の確保に努める。

目標Ⅰ (歩行者・自転車関係)	(6) 自転車利用に関する啓発活動	自転車利用についての交通安全指導を行うとともに、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例や今後策定を予定している(仮称)秋田市自転車活用推進計画に基づき、自転車利用促進のための情報発信や自転車安全利用五則の徹底、自転車損害賠償責任保険への加入、点検整備などについて啓発活動を行う。
	施策パッケージ2 回遊性の向上に寄与する交通環境の実現	
	(1) 中心市街地における回遊性の向上	中心市街地循環バス「ぐるる」の運行を継続するほか、公共、民間施設等のスペースを活用したシェアサイクルの導入を検討するなど、回遊しやすい環境づくりに努める。 周辺施設と連携した「ぐるる」やシェアサイクル利用時の割引制度の導入など、利用環境向上策について検討する。
(2) 公共交通等の利用促進	市の広報や市民向け講演会等により、地域公共交通を「乗って守る」という意識醸成を図るとともに、徒歩や自転車を含む多様な交通モードの利用促進に努める。	
※目標Ⅱ(公共交通関係)については、ビジョンの概要に詳細を記載		
目標Ⅲ (その他自動車交通関係)	施策パッケージ1 多核集約型コンパクトシティの骨格となる3環状放射型道路網の整備	
	(1) 環状道路の整備	市内の交通の円滑化と、市街地への通過交通の流入を回避させる環状道路網(外周部環状道路、市街地環状道路、都心環状道路)を整備し、混雑緩和を図る。
	(2) 放射道路・分散導入路の整備	環状道路網へ接続する道路を整備し、都心・中心市街地と郊外部の流出入交通のアクセス強化を図る。
	施策パッケージ2 拠点間ネットワークを強化し走行性を高める道路整備	
	(1) バス路線における道路整備	バス路線となっている道路の拡幅、またはバス路線への交通量の集中を緩和する道路を整備し、バスの走行環境の改善を図る。
	(2) 渋滞を緩和する道路整備	渋滞緩和のための道路整備を推進する。
	(3) 市内外の連携を強化する道路整備	市内外の連携を強化し、市内外の交流を促進する道路整備を推進する。
	施策パッケージ3 安全で円滑な交通の実現に向けた取組	
	(1) 交通事故対策	交通事故が多く発生する箇所の事故対策を実施するとともに、秋田市交通安全計画に基づくソフト施策を推進する。
(2) TDM※(交通需要マネジメント)による渋滞緩和施策	ノーマイカー通勤や時差出勤、公共交通等利用の呼びかけなど、自動車需要の適正化に向けたTDM施策を推進する。	

※TDMとは、時差出勤やノーマイカーデーなどにより、自動車の需要を減らす取組のこと

第4次秋田市公共交通政策ビジョン(案)の概要(令和8年3月策定)

■ 計画策定の背景と目的

本市では、人口減少・高齢化の進行や市街地の低密度化に対応するため、都心・中心市街地と6つの地域中心に都市機能を誘導し、地域間を骨格道路網や公共交通ネットワークで結ぶ多核集約型コンパクトシティの実現を目指しています。

公共交通においては、バス利用者が大きく減少し、路線の減便や廃止が発生するなど、厳しい状況が続いており、今後さらに高齢化が進む中、多様な世代の移動ニーズに対応するため、公共交通の必要性がより高まると見込んでいます。

そのため、これまで以上に関係者と密に連携しながら、ハード・ソフトの両面から公共交通に関する取組を推進していく必要があります。誰もが自由に最適な移動手段を選択できる秋田市の実現に向け、「第4次秋田市公共交通政策ビジョン」(秋田市総合交通戦略のうち、公共交通に特化した計画)を策定するものです。

■ 計画区域および計画期間

本計画の対象とする区域は、秋田市全域とします。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

■ 基本的な方針と目標

基本的な方針 多様な交通モードの連携・協働による、
将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現

● 目標Ⅰ 多核集約型コンパクトシティを形成する公共交通ネットワークの整備

【取組の視点】

利便性向上や効率化に向けた検討を継続するとともに、乗換を前提とした公共交通ネットワークへの再構築を目指す。
地域内移動を担い、路線バスや鉄道にもアクセスできるよう、タクシー車両等の小型車を活用した生活交通を確保する。
乗換の負担を軽減するため、待合施設や運行情報提供等の環境整備を検討するとともに、乗換しやすいダイヤ調整を実施する。

● 目標Ⅱ 利用しやすい公共交通サービスの提供に向けた取組の推進

【取組の視点】

バスロケーションシステムによるリアルタイム運行状況の提供継続等、運行情報提供の充実を図る。
バス停等の適切な維持管理を図るとともに、誰もが利用しやすいバス利用環境の改善を図る。
定額運賃等わかりやすい料金制度や乗換時の負担を減らすための乗換割引の導入を検討する。

● 目標Ⅲ 持続可能な公共交通の確保に向けた仕組みづくりの推進

【取組の視点】

地域公共交通を「乗って守る」という市民の意識醸成を図るとともに、運賃の助成などにより多様な世代の利用促進に努める。
自治体、事業者、地域住民等、多様な関係者が連携・協働しながら、限られた輸送資源を活用した新たな交通手段等の導入について検討するなど、持続可能な公共交通の確保に努める。
地域公共交通の維持などの取組に対する支援制度を実施する。

■ 成果目標指標

成果目標指標	指標値		
	現況値 (R6)		目標値 (R12)
路線バス利用者数	5,815 千人/年	5,943 千人/年	6,400 千人/年
マイタウン・バス利用者数	127 千人/年		
エリア交通利用者数	1.4 千人/年		
公共交通の人口カバー率	97.9%		現状より 拡大
市民による「バス、電車などの利用しやすさ」 満足度	37.1%		42.0%
路線バス運送収入	1,150 百万円/年	1,200 百万円/年	
公共交通に関する協議会や事業に携わった機関・ 団体数	79 団体/年		現状より 増加
路線バス運転士数	162 人		現状より 増加

■ 施策の内容

目標1 多核集約型コンパクトシティを形成する公共交通ネットワークの整備	
(1) 公共交通ネットワークの再構築	<p>利便性向上や効率化に向けた検討を継続するとともに、長期的には、乗換を前提とし、鉄道・バス・タクシーによる公共交通ネットワークへの再構築を目指す。</p> <p>郊外部における移動手段を確保するため、マイタウン・バスの運行効率化や利便性向上を図りながら、安定的な運行に努める。</p> <p>中心市街地循環バス「ぐるる」の運行を継続するとともに、運行ルートの見直しやバス無料デーの実施等、利便性向上策や利用促進策について検討する。</p>
(2) 地域内移動の確保	<p>市街地において、地域内移動を担い、路線バスや鉄道にもアクセスすることができるよう、タクシー車両等の小型車を活用した生活交通を確保する。</p>
(3) 乗換拠点の環境整備	<p>乗換拠点においては、乗換の負担を軽減するため、待合施設の屋内化や上屋のある休憩所の併設等の環境整備を検討するとともに、スムーズな乗換のためのダイヤ調整を実施する。</p> <p>公共、民間施設等のスペースを活用した乗換拠点や公共交通と自転車などが接続する「モビリティハブ」の整備を検討する。</p>
目標2 利用しやすい公共交通サービスの提供に向けた取組の推進	
(1) 運行情報提供の充実	<p>スマートフォン等で容易に確認できるリアルタイム運行状況の提供を継続するなど、待ち時間の不安解消や計画的な移動などの利便性向上に努める。</p> <p>乗換利用を容易にするため、オンデマンド交通を含む多様な交通モード間における複合経路検索が可能な乗換案内サービスの導入を検討する。</p>

(2) バス利用環境の改善	バス停等の適切な維持管理を図るとともに、運転士や利用者等から寄せられた情報をもとに、交通安全上問題と思われるバス停の移設や注意喚起等の措置を講じるなど、誰もが利用しやすいバス利用環境の改善を実施する。
(3) わかりやすく、利用しやすい運賃の検討	定額運賃等わかりやすい料金制度や乗換時の負担を減らすための乗換割引の導入を検討する。
目標3 持続可能な公共交通の確保に向けた仕組みづくりの推進	
(1) 関係者との連携・協働による公共交通の確保・維持	<p>市の広報や講演会等により、地域公共交通を「乗って守る」という市民の意識醸成を図るとともに、運賃の助成などにより多様な世代の利用促進に努める。</p> <p>既存交通サービスの見直しや公共交通空白地域の解消等において、自治体、事業者、地域住民など、多様な関係者が連携・協働しながら、限られた輸送資源を活用した新たな交通手段等の導入について検討する。</p> <p>持続可能な公共交通サービスの実現に向けた交通事業者との連携協定に基づき、関係者が目的を共有のうえ、連携・協働して地域課題の解決に取り組むことで、持続可能な公共交通の確保に努める。</p>
(2) 支援制度の充実	地域公共交通の維持などの取組に対する支援制度を実施する。

第4次戦略および第4次ビジョンが目指す未来の姿

上位計画に示された将来都市像と社会情勢の変化から導き出された課題をもとに、本計画で目指す未来の姿を示します。

3環状放射型道路網と公共交通による基幹的な地域連携軸のもと、都心・中心市街地と各地域中心を結ぶ多核集約型コンパクトシティを形成します。

この多核集約型コンパクトシティに対応した交通体系や交通サービスを構築しながら、便利で快適な地域内外の移動環境を維持していきます。



第3期秋田市耐震改修促進計画(案)の概要(令和8年3月策定)

目的

本市では、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)に基づき、地震に伴う建築物等の倒壊又は損壊により生じる人的被害および物的被害を防止・軽減することを目的として、平成19年12月に「秋田市耐震改修促進計画」を策定しました。

この計画は、令和8年3月に第2期計画期間の満了を迎えるため、これまでの進捗と効果を検証したうえで、耐震化をより一層促進するため、**令和8年度から令和12年度までの5年間**を第3期計画として策定するものです。

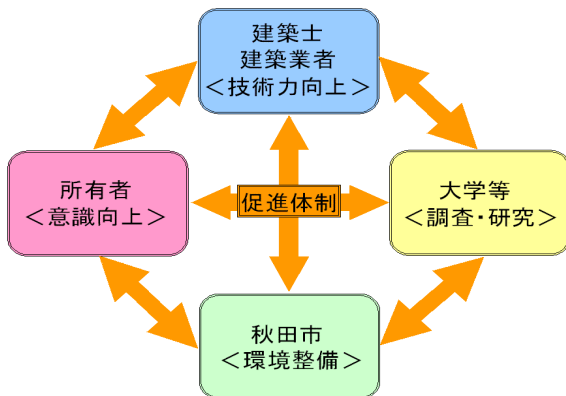
耐震化の現状と目標

対象	項目	第2期目標	現状値 (令和7年度末【推計】)	第3期目標 (令和12年度末)
住宅	耐震化率	93%	90.6% (119,700戸/132,100戸)	93% (120,000戸/129,000戸)
特定建築物(民有+市有) (多数の者が利用する建築物)		95%	93.8% (1,063棟/1,133棟)	95% (1,076棟/1,133棟)
(市有のみ)		100%	100% (450棟/450棟)	—
危険ブロック塀等 (小学校の通学路に面するもの)	解消率	30%	37.1% (204件/550件)	50% (275件/550件)

耐震化促進のための主な施策

1 耐震化促進の概念

- 「民」「産」「学」「官」の連携により耐震化を促進



2 耐震化促進のための環境整備

- 具体的な行動計画となる「秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定
- 相談体制の整備、情報提供の充実
- パンフレットの作成とその活用
- 防災査察・定期報告制度の活用
- ダイレクトメールによる耐震化の指導
- 町内会・自主防災組織との連携

3 耐震化促進の啓発・知識の普及

- 耐震促進協議会員を通じた啓発活動の実施
- 地震防災マップ、狭あい道路情報の公開
- 耐震相談等を依頼できる耐震改修事業者リストの公表

4 耐震化促進の支援策

- 木造戸建住宅への耐震診断士派遣 自己負担額1万円
- 危険ブロック塀等の除却補助 上限額20万円
- 住宅リフォーム助成との連携 補助額5万円
- 耐震化を促進するための優遇制度等の周知

支援制度の拡充

- 木造戸建住宅の改修補助
- 拡充

全体
耐震改修

上限額
100万円

※現行50万 → 拡充100万

新設

部分
耐震改修

上限額
50万円

※新設50万

- 代理受領制度の導入

5 耐震化に付随する安全対策

- 地震から生命・財産を守るため、既存建築物を耐震化するだけでなく、減災化に寄与する以下取組の指導に努めます。
- 非構造部材(天井・窓ガラス・外壁部材等)の脱落・落下防止対策
 - エレベーター等の安全対策
 - 家具や設備機器の転倒防止対策

6 法に基づく指導等による耐震化

耐震改修促進法や建築基準法により、耐震化が必要な特定建築物を指導します。

第2期秋田市住生活基本計画等について

1 趣旨

現在改定を進めている「第2期秋田市住生活基本計画」および「第2期秋田市営住宅等長寿命化計画」について、改定委員会やパブリックコメント等における意見を踏まえ、改定計画案を策定したもの

2 改定委員会の実施内容

- (1) 第1回（令和7年8月28日）
現行計画の検証および秋田市を取り巻く現況と課題、住生活の将来像および基本目標、公営住宅の供給の目標量等について
- (2) 第2回（令和7年11月20日）
施策展開、成果指標および改定素案について
- (3) 第3回（令和8年1月30日）
パブリックコメント等の結果および改定案について

3 意見公募の実施内容

- (1) 意見募集期間
令和7年12月23日（火）から令和8年1月21日（水）まで
- (2) 募集方法
 - ア パブリックコメント
市ホームページに掲載
各市民サービスセンター等に意見箱設置
 - イ 市民100人会への依頼（郵送）
- (3) 意見の提出
提出者9名（うち、(2)のア 1名、(2)のイ 8名）、意見数12件
- (4) 主な意見内容
バリアフリー改修等への支援、利便性の高いまちづくり、高齢者や子育て世帯に配慮した市営住宅の運営について等
- (5) 計画（案）への反映について
いただいたご意見は、今後の計画の推進や取組の実施にあたっての参考意見とし、計画には直接的に反映しないものとする。

4 計画（案）について

別紙の「両計画（案）概要版」および「両計画（案）計画本文」のとおり。

5 改定スケジュール

令和7年8月28日	第1回改定委員会（現行計画の検証等）
11月20日	第2回改定委員会（改定素案の検討等）
12月16日	11月定例会建設委員会で改定素案報告
12月23日	パブリックコメント実施
令和8年1月21日	パブリックコメント終了
1月30日	第3回改定委員会（改定案の検討等）
3月6日	2月定例会建設委員会で改定案報告
3月下旬	計画改定および公表

計画見直しの背景と目的 案 P1	計画期間 案 P2	改定スケジュール 案 P134
計画策定から5年が経過し、人口減少や高齢化の進行に対応した持続可能な都市の形成が求められているほか、近年激甚化・頻発化する自然災害への対応、多様なライフサイクルやニーズの変化等による「住まう」形態の多様化など、住環境を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、これらの変化に柔軟に対応するため、第2期秋田市住生活基本計画を見直しました。	2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度） 社会情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに定期見直しを実施	令和7年 8月：第1回第2期秋田市住生活基本計画等改定委員会 令和7年 11月：第2回第2期秋田市住生活基本計画等改定委員会 令和7年 12月：パブリックコメント実施 令和8年 1月：第3回第2期秋田市住生活基本計画等改定委員会 令和8年 3月：計画改定

現行計画の検証（令和3年度～令和7年度） 案 P3～P13	
成果指標の達成状況 / 施策の実施状況	目標1 安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 「危険ブロック塀等除却支援事業」等は毎年一定の事業実績を継続しているほか、木造住宅の耐震診断・改修等による耐震性向上等の取組を実施した。 成果指標の「老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数」が計画策定時から向上した。
	目標2 誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 「若者移住促進事業」等による移住者の獲得や、「日常生活用具給付等事業」等による障がい者や高齢者の日常生活に対する支援を継続的に実施した。 一方、成果指標の「高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率」は全国・東北同規模都市と比較して低く、事業の普及促進の取組等に課題が残った。
	目標3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化やまちへの居住誘導と良好な住環境の形成の推進により、市街地の魅力向上に向けた一定の効果がみられた。 成果指標の「空き家バンクの登録物件数」の年平均値が計画策定時から向上した。
	目標4 「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅認定制度や低炭素建築物認定制度の推進を図り、環境に配慮した住まいづくりの促進を行った。 成果指標の「新築住宅（戸建て）に対する認定長期優良住宅比率」が計画策定時から向上した。
	目標5 自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> 横町地区における地区計画の都市計画決定によりエリアマネジメントの促進等を図り、多様な住まいに対するニーズに応えた。 成果指標の「まちなみなどの景観についての意識」が計画策定時から向上した。

現況の整理 案 P14～P67	
住居・住環境に係る現況	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化の進展・加速
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者単身・夫婦世帯の増加 子育て世帯の減少、共働き子育て世帯の割合は増加傾向
	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の増加、中古住宅として購入した持ち家住宅の割合の増加
	<ul style="list-style-type: none"> 市内の建設業の就業者の減少、就業者の平均年齢の上昇
	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等の自然災害による市街地での被害拡大の恐れ 耐用年数超過または間近の市営住宅（S40代建設）が残存

上位計画・関連計画の整理 案 P74～P86	
<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画（全国計画）見直し・住宅市場におけるアフォーダビリティの確保・多世代で住み継がれる住宅循環システムの構築 流動性のある健全な住宅市場の維持・発展 住生活に関わる限られた人材等の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県住生活基本計画（R4.3） 秋田市総合計画（R8.3） 秋田市総合都市計画（R3.6） 秋田市立地適正化計画（H30.3）

課題の整理 案 P87～P90	
居住者からの視点	
子育て世帯の定住促進・高齢者等の安心居住の確保	
子育てしやすい住まい・住環境の形成	目標1～3
高齢者や障がい者等、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成	目標1～3
住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の確保	
住宅確保要配慮者を受け入れる住まいおよび環境の整備	目標2
福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援	目標2
住宅ストックからの視点	
住宅ストックにおける質の向上と利活用の促進	
空き家等住宅ストックの適切な維持管理と活用促進	目標2 目標3
バリアフリー化、省エネルギー化等による住宅の質の向上	目標2 目標4
既存住宅ストックの適切な維持管理や循環利用、住宅流通環境の向上	目標2
市営住宅等の適切な維持管理と居住者ニーズへの対応	
市営住宅等長寿命化計画に基づく適切な維持管理	目標2
市営住宅の入居の円滑化と居住者ニーズへの対応	目標2
まちづくりからの視点	
多核集約型コンパクトシティ形成の推進	
多核集約型コンパクトシティ形成の推進	目標3
住宅地の生活サービス機能の維持・確保	目標3
安全・安心かつ持続可能な都市の実現	
防災・防犯に向けた安全な住環境の形成	目標1
市民や事業者との協働によるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進	目標4
まちの資源を活かした居住環境づくり	
地域が主体となったまちづくりの推進・支援	目標5
「移住・定住人口」「交流人口」の拡大を踏まえた多様な住まい方の提案	目標5
地域を支える住生活産業の振興	
住生活産業の担い手確保に対する支援	目標2

将来像と基本目標 案 P91～P94	
誰もが「住みたい」「住み続けたい」とおもう秋田の住まい・まちづくり	
【目標1】安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり	
住宅の耐震化等の確実な実施のほか、災害の発生が懸念される地域に対する必要なハード・ソフト対策の促進により、災害に強い住まい・まちづくりを目指す。 除却等も視野に入れた適切な空き家対策を促進するなど、倒壊や犯罪の危険に備えるとともに、住宅地や住宅の防犯性の向上に向けた取組の推進により、犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくりを目指す。	
【目標2】誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり	
バリアフリー化やリフォーム等による住宅の質の向上により、高齢者、障がい者および子育て世代等の誰もがそれぞれのニーズに応じて、安心して暮らすことができるよう、多様な世代が快適に暮らせる住まい・まちづくりを目指す。 市営住宅の適切な維持管理や民間賃貸住宅の活用等の推進など、既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくりを目指す。 住生活産業の担い手不足解消に向けて、人材の確保や育成を支援し、地域を支える住生活産業の担い手確保による持続可能な住まい・まちづくりを目指す。	
【目標3】地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり	
定住促進や住み替えニーズ等に合わせた居住の誘導などによる多核集約型コンパクトシティ形成の実現と持続可能な住まい・まちづくりを目指す。 生活サービス機能の維持・確保や、拠点地域までの確実な移動手段を確保するほか、移住・定住や二地域居住等の促進により、市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくりを目指す。 空き家を中心とした低未利用地の有効活用のさらなる促進により、都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくりを目指す。	
【目標4】「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり	
住まいの省エネ化や長く住み続けられる住宅の整備促進等により、カーボンニュートラルを実現する住まい・まちづくりを目指す。	
【目標5】自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり	
豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を活かして、多様な主体との協働による秋田市らしい景観づくりを目指す。 交流人口等の拡大に向けて、好きなタイミング・場所で住まいを自由に選択できるサービス等を活用した多様な住まい方を実現する住まい・まちづくりを目指す。	

将来像	目標	基本方針	基本施策（下線部は重点的な基本施策）	具体施策
誰もが住みたい、住み続けたいとおもっ 秋田の住まい・まちづくり	目標1 安全・安心に暮らせる 住まい・まちづくり	(1)災害に強い住まい・まちづくり (2)犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくり	<u>災害に強い住まい・まちづくりの促進</u> 地域の防災力向上に向けた活動等の促進 <u>空き家対策や住宅の防犯性の向上に向けた取組の推進</u>	木造住宅の耐震性向上の支援（木造住宅耐震改修等事業の推進） 災害対策の強化（がけ地近接等危険住宅移転事業の推進、洪水浸水想定区域等住宅移転事業の検討等） 火災発生時の安全性向上の促進（住宅用火災警報器設置・維持管理の推進等） 地域における防災活動等の支援（自主防災組織等の活動支援、防災イベントの開催等） 適切な空き家対策の推進（空家等対策計画に基づく事務事業の推進、空き家ガイドブックの作成等） 住宅の防犯性能向上に向けた支援 地域における防犯活動等の支援
	目標2 誰もが快適に住み続けられる 住まい・まちづくり	(1)多様な世代が快適に暮らせる住まい・まちづくり (2)既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり (3)地域を支える住生活産業の担い手確保による持続可能な住まい・まちづくり	<u>高齢者や障がい者が安心して暮らせる住環境の整備</u> <u>若者や子育て世帯が快適に暮らせる住環境の整備</u> <u>既存マンションの適切な維持管理</u> <u>公的住宅の適切な供給と維持管理</u> <u>住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの構築</u> <u>中古住宅の活用推進</u> 地域を支える住生活産業の担い手確保	高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅の確保や整備の促進（住宅リフォーム支援事業の推進等） サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 民間賃貸住宅における高齢者・障がい者等の安心入居の誘導（居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）認定制度の推進等） 若者や子育て世帯が暮らしやすい住宅の確保や整備の促進（空き家バンク制度・空き家定住推進事業の推進等） 若者や子育て世帯の移住・定住促進に向けた支援（移住者・子育て世帯定住推進事業の推進、子育て世帯移住促進事業の推進等） 民間賃貸住宅における子育て世帯の入居の円滑化（住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録制度の推進等） 多様な世代の共生促進 総合的な住宅相談体制の拡充および住宅に関する情報の提供（住宅相談体制の強化等） 既存マンションの実態調査と適切な維持管理の促進（マンション実態調査の実施、マンション管理計画認定制度の推進等） 多様な世代のための公的な住宅・住環境の供給（市営住宅の建替や改修時における高齢者や子育て世帯向け戸数確保等の検討等） 市営住宅における適正入居の推進（収入超過者や高額所得者への民間賃貸住宅の斡旋（不動産事業者との連携）等） 既設市営住宅等の適切な維持管理による有効活用（市営住宅の既存ストックの改修や集約等による適切な供給等） 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの確実な確保（残置物の処理等に関するモデル契約条項の周知等） 中古住宅市場の活性化に向けた取組の実施（住宅瑕疵担保に関する制度の普及促進等） 住生活産業の就業者確保や能力向上に向けた支援（外国人材受入支援事業の推進、資格取得助成事業の推進）
	目標3 地域のなかで住み続けられる 住まい・まちづくり	(1)多核集約型コンパクトシティ形成の実現に向けた持続可能な住まい・まちづくり (2)市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり (3)都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくり	都市機能の誘導等による魅力的なまちなかの形成 <u>まちなかへの居住誘導と良好な住環境の形成</u> 住まいの場所によらず安心して暮らせる住環境の整備 <u>低未利用地・空き家の有効活用</u>	市街地の魅力向上に向けたイベント・都市機能等の誘導促進（秋田市の中心市街地の活性化に向けた取組の推進等） 居住誘導区域への居住誘導（居住誘導を促進するための新たな補助事業等の検討等） 民間賃貸住宅等の誘導 地域コミュニティの確保（優良建築物等整備事業による都市機能の誘導促進等） 地域の実情等に応じた移動手段の検討（地域の実情や需要に応じた移動手段の導入検討等） 適切な空き家情報の提供（住宅情報ネットワークサイト活用の推進、住宅利活用に向けたセミナー等の開催等） 空き家等の利活用促進（空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性についての検討等）
	目標4 「環境立市あきた」を実現する 住まい・まちづくり	(1)カーボンニュートラルを実現する住まい・まちづくり	環境に配慮した住環境の整備 長く住み続けられる住宅の整備	住まいの省エネ・環境共生住宅の普及促進（長期優良住宅の認定および普及促進、低炭素建築物の認定および普及促進等） 住宅の長寿命化の促進（長期優良住宅の認定および普及促進、住宅性能表示制度の周知・普及の促進等） 良質な住宅ストックの形成（住宅リフォーム支援事業の推進、リフォーム関係団体等との連携によるリフォーム促進等）
	目標5 自然と都市が調和した 秋田らしい 住まい・まちづくり	(1)多様な住まい方を実現する住まい・まちづくり	多様な主体との協働による地域資源を活かした住まいづくり <u>本市における多様な住まい方・関わり方を実現する環境の整備</u>	地域資源を活かしたまちづくりの支援（エリアマネジメントの促進、景観まちづくりの推進等） 周辺に配慮したまちなみ形成の誘導（景観形成基準に基づく指導の実施等） 多様な住まい方・関わり方の実現に向けた支援 多様な働き方に対応した住環境の整備

成果指標

「」住生活基本計画（全国計画：H28.3）と同一指標 「*」令和8年2月9日時点の実績
 「」住生活基本計画（全国計画：R3.3）と同一指標
 「」社会資本整備審議会住宅地分科会中間とりまとめ（案）（R7.9）と同一指標

案 P120~121

目標1 安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり				目標2 誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり			
指標	現状	中間目標	目標値	指標	現状	中間目標	目標値
住宅の新耐震基準適合率	90.4% (R6)	93.0% (R7)	93.0% (R12)	高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率	41.7% (R5)	58.5% (R5)	75.0% (R10)
がけ地近接等危険住宅移転事業活用件数	3件 (R3~R7)	10件 (R3~R7)	20件 (R3~R12)	バリアフリー化された戸建住宅の割合	62.5% (R5)	64.2%以上 (R5)	64.2%以上 (R10)
空き家相談会参加件数	131件 (R3~R7*)	200件 (R3~R7)	360件 (R3~R12)	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	53.7% (R5)	53% (R5)	56% (R10)
老朽危険空き家解体撤去補助金活用件数	53件 (R3~R7*)	50件 (R3~R7)	138件 (R3~R12)	最低居住面積水準未達率	4.7% (R5)	4.0%以下 (R5)	4.0%以下 (R10)
				年間リフォーム実施比率	6.1% (R5)	6.0% (R5)	6.1%以上 (R10)

目標3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり				目標4 「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり				目標5 自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり			
指標	現状	中間目標	目標値	指標	現状	中間目標	目標値	指標	現状	中間目標	目標値
居住誘導区域の人口密度	54.3人/ha 以上(R2)	50.0人/ha 以上(R7)	50.0人/ha 以上(R12)	新築住宅（戸建て）における認定長期優良住宅率	24.6% (R6)	24.3% (R7)	30.0% (R12)	まちなみなどの景観についての意識	24.9% (R6)	24.0% (R7)	26.0% (R12)
空き家バンク登録物件数	147件 (R3~R7*)	250件 (R3~R7)	260件 (R3~R12)								

公営住宅の供給の目標量 案 P122~P128

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム（国土技術研究所）」に基づいて推計した結果、住宅ストック合計と公営住宅等需要世帯数を比較すると、2025年度末では住宅ストックが不足しますが、2030年度末では充足します。
 そのため、計画期間においては、現状の公営住宅戸数を維持し、2035年度末以降の市営住宅の将来ストック量については、入居者の居住状況や需要等を踏まえ、適宜見直すこととします。

	実績値		推計値			
	2023年度末	2025年度末	2030年度末	2035年度末	2040年度末	2045年度末
公営住宅等需要世帯数 （著しい困難年収去済世帯+G+D） 特定のニーズを有する要支援世帯 （A~Dの合計）	-	9,574	9,337	9,049	8,668	8,163
公営住宅の合計（A）	4,241	4,241	4,241	4,038	3,854	3,639
市営住宅	2,344	2,344	2,344	2,141	1,957	1,742
県営住宅	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897
低家賃かつ一定の賃が確保された民間賃貸住宅等（D）=（B）+（C）	5,153	5,165	5,125	5,011	4,814	4,524
低家賃かつ一定の賃が確保された民間賃貸住宅（B）	3,754	3,762	3,733	3,649	3,507	3,295
低家賃かつ一定の賃が確保された賃貸用の空き家（C）	1,400	1,403	1,392	1,361	1,308	1,229
住宅ストックの合計（A）+（D）	9,394	9,406	9,366	9,049	8,668	8,163

第2期秋田市営住宅等長寿命化計画（案）概要版（改定 令和8年3月）

計画策定の目的と位置付け

秋田市営住宅等長寿命化計画は秋田市住生活基本計画の一部として位置付け、安全で快適な住宅を長期にわたって安定的に確保するため、ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を図ることを目的とします。

公営住宅のストック状況

市営住宅 2,344 戸、特定公共賃貸住宅（市営）40 戸、県営住宅 1,789 戸、特定公共賃貸住宅（県営）12 戸、改良住宅（県営）108 戸、合計 4,293 戸の公営住宅等があります。

市営住宅は全ての団地・住棟で耐震性が確保（新耐震又は耐震性有）されていますが、耐用年限を超える住宅や間近となっている住宅が残存しています。

入居率は全ての市営住宅において 70.0%以上、全体平均 82.6%となっており、一定の需要があります。

公営住宅等ストック活用の基本方針

(1) 総合的な活用に関する基本方針

市営住宅の主な役割

住宅困窮者への住まいの提供と家族形成期にある若い世代の本市への定住促進および既存市営住宅の有効活用を図ります。

総合的な活用の基本的な方針

- ・ 入居者の安全性、居住水準の確保
- ・ 計画的な修繕等による長期活用
- ・ 高齢者・子育て世帯等の入居者への適切な設備等の対応
- ・ 継続的・効率的な住宅団地の管理
- ・ 入居者の適正化
- ・ 特定公共賃貸住宅の有効活用

(2) 長寿命化に関する基本方針

ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針
管理している市営住宅等の整備・管理に関する情報のデータベース化、修繕履歴データの整備等について団地・住棟単位で実施します。

長寿命化およびライフサイクルコストの縮減に関する方針

対処療法的な修繕から、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等に寄与する改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化を図ります。

計画期間 令和3年度 ~ 令和12年度

活用手法の判定

次の3段階で活用手法の判定を行いました。

- 1次判定: 需要・立地等の団地単位の社会的特性や、躯体・避難の安全性や居住性等の住棟単位の物理的特性による判定
- 2次判定: 改善事業と建替事業の LCC 比較、将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定
- 3次判定: 効率性や地域ニーズへの対応等の観点や中長期的な管理の見通しを踏まえた計画期間の事業手法の決定

判定結果

(修繕・改善事業等の実施予定一覧(裏面)参照)

維持管理

判定結果 高梨台団地 8 棟 40 戸

標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用します。

改善

判定結果 23 団地 161 棟 2,344 戸

長寿命化型改善を含む改善 5 団地 30 棟 753 戸

その他改善 20 団地 131 棟 1,591 戸

各住棟で「長寿命化型改善を含む改善」と「その他改善」の両方を含む団地があるため、各改善の団地の合計とは異なる。

[長寿命化型改善]

長期的活用を図るべき住棟において、耐久性の向上、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行います。

[居住性向上改善]

住戸・住棟設備の機能充実を行い、居住性向上を進めます。

[福祉対応型改善]

高齢者等が安全・安心に居住できるよう、共用部等のバリアフリー化を進めます。

[安全性確保型改善]

居住者が安全・安心に居住できるよう、住棟の安全性を高めます。

建替

判定結果 計画期間は該当なし

用途廃止

判定結果 計画期間は該当なし

修繕・改善事業等の実施予定一覧

地区名称	住棟番号	棟数	戸数	構造	耐用	建設年度	活用手法	修繕・改善事業の内容											
								R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
川尻	1・6	2	54	耐火	70	S60,S62			火災警報器取替工事				共用部等バリアフリー改修	外壁塗装					
	2・7	2	45	耐火	70	S61,S62			火災警報器取替工事				共用部等バリアフリー改修	外壁塗装					
	3	1	27	耐火	70	H2			屋上防水 火災警報器取替工事				共用部等バリアフリー改修				外壁塗装		
	4・5	2	63	耐火	70	S62,H2			屋上防水 火災警報器取替工事				共用部等バリアフリー改修		外壁塗装				
旭南	1・2	2	36	耐火	70	S44		水道メーター取替工事			水道直結工事		火災警報器取替 修繕、共用部等 バリアフリー改修						
	3	1	16	耐火	70	S44		外壁塗装、水道メーター取替工事			水道直結工事		火災警報器取替 修繕、共用部等 バリアフリー改修						
	4・5	2	60	耐火	70	S45		水道メーター取替工事					水道直結工事、火災警報器取替修繕						
	6	1	30	耐火	70	S45		外壁塗装、水道メーター取替工事					水道直結工事、火災警報器取替修繕						
	7・9	2	50	耐火	70	S45			外壁塗装、水道メーター取替工事				火災警報器取替 修繕、共用部等 バリアフリー改修	水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
	8	1	30	耐火	70	S47			水道メーター取替工事				火災警報器取替 修繕、共用部等 バリアフリー改修	水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
	10	1	30	耐火	70	S47		外壁塗装	水道メーター取替工事				火災警報器取替 修繕、共用部等 バリアフリー改修	水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
	11	1	17	耐火	70	H6							火災警報器取替 修繕	水道メーター取替修繕					
	12	1	23	耐火	70	H6							火災警報器取替 修繕	水道メーター取替修繕	エレベーター改修工事				
茨島	1	1	24	耐火	70	S58						火災警報器取替修繕							
手形山	1-12 14-23	22	160	簡二	45	S49-S52													
横森	1	1	24	耐火	70	S52			火災警報器取替工事	外壁塗装								水道直結工事 (水道メーター取替修繕)	
	2	1	24	耐火	70	S52			火災警報器取替工事		外壁塗装							水道直結工事 (水道メーター取替修繕)	
	3	1	24	耐火	70	S52			外壁塗装、火災警報器取替工事					水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
	4	1	24	耐火	70	S52			火災警報器取替工事	外壁塗装				水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
	5	1	15	耐火	70	S53			火災警報器取替工事		外壁塗装			水道直結工事				(水道メーター取替修繕)	
広面	1・2	2	36	耐火	70	S55						火災警報器取替工事	共用部等バリアフリー改修						
新屋比内町	1-6	6	130	耐火	70	H20												火災警報器取替修繕	
	7-12	6	130	耐火	70	H21												火災警報器取替修繕	
新屋日吉町	1・3	2	24	耐火	70	H1,H2													
	2・4	2	27	耐火	70	H1,H2													
新屋扇町	1	1	15	耐火	70	S53							火災警報器取替工事	共用部等バリアフリー改修					
御所野元町	1-3	3	62	耐火	70	H3,H5,H6							火災警報器取替修繕	共用部等バリアフリー改修					
牛島	1・7	2	54	耐火	70	S59,S62												外壁塗装 屋上防水	
	2・3 5・6 9-11	7	186	耐火	70	S59-S61 S63,H1													
	4	1	36	耐火	70	S60												外壁塗装 屋上防水	
	8	1	23	耐火	70	S63												屋上防水	
牛島清水町	1-3	3	90	耐火	70	H12,H14,H16			火災警報器取替工事										
四ッ谷	1	1	25	耐火	70	H3				PS外装材改修工事								共用部等バリアフリー改修	
	2-5	4	124	耐火	70	H3-H5												共用部等バリアフリー改修	
	6	1	37	耐火	70	H5				PS外装材改修工事								共用部等バリアフリー改修	
	7-12	2	50	耐火	70	H6,H7					PS外装材改修工事							共用部等バリアフリー改修	
	8	1	25	耐火	70	H6					PS外装材改修工事							共用部等バリアフリー改修	
	9	1	32	耐火	70	H8					PS外装材改修工事							共用部等バリアフリー改修	
	10	1	29	耐火	70	H8												共用部等バリアフリー改修	
高清水	1-3	3	68	耐火	70	S54												給水施設改修工事、水道メーター取替修繕	
	4	1	20	耐火	70	S55												屋上防水	
高野	1・2	2	36	耐火	70	S53								共用部等バリアフリー改修					
外旭川	1-9	9	188	耐火	70	S56-S58 H9,H10												火災警報器取替修繕	
松濤	1-10	10	10	木造	30	H3		屋根改修	屋根塗装									火災警報器取替修繕	
糠塚	6-7	4	4	木造	30	H4												外壁・屋根塗装	
	A-H	8	8	木造	30	H3												外壁・屋根塗装	
新波	1-7	7	7	木造	30	H11												火災警報器取替修繕	
高梨台	1-13	13	60	木造	30	H27-H29												火災警報器取替修繕	
河辺松測一般特定	11-14	4	4	木造	30	H6												屋根塗装	
河辺松測単身特定	1	1	24	耐火	70	H3												水道メーター取替修繕	
雄和糠塚一般特定	1-7	12	12	木造	30	H1												外壁・屋根塗装	

秋田市空家等対策計画について

1 趣旨

現在、改定を進めている「秋田市空家等対策計画」について、秋田市空家等対策審議会の調査審議および意見公募結果を踏まえ、改定計画案を策定したものの

2 意見公募の実施内容

(1) 意見募集期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月21日（水）まで

(2) 募集方法

ア パブリックコメント

市ホームページ掲載、各市民サービスセンター等に意見箱設置

イ 市民100人会への依頼

(3) 意見の提出

ア 提出者 11名（うち、(2)のア 1名、(2)のイ 10名）

イ 意見数 18件

(4) 主な意見内容

ア 空き家を市が買取りなどを行い活用する方法について

イ 空き家のクマ対策について

ウ 人口減少対策と並行した取組について

エ 空き家管理サービスや見守りサービスについて

オ 様々な空き家の活用方法について

カ 町内会との連携による空き家の調査方法について

キ 空家等管理活用支援法人の指定など民間との連携について

ク 空き家対策の周知方法について 等

(5) 計画（案）への反映について

いただいたご意見は、今後の計画の推進や取組の実施にあたっての参考意見とし、計画には直接的に反映しないものとする。

3 計画（案）について

別紙の「秋田市空家等対策計画（案）概要版」および「秋田市空家等対策計画（案）計画本文」のとおり。

なお、以下について、意見公募時点の計画素案から修正を行った。

(1) 「管理が不適切な空き家等」などの全体的な文章表現の修正

(2) 空き家のクマ対策を重点的な取組として計画に位置付けた。

【基本方針4】管理が不適切な空き家等への対応

・ 空き家等への野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の未然防止の促進

4 改定スケジュール

令和7年	5月29日	第1回審議会（空き家等対策の概要報告）
	9月26日	第2回審議会（状況、課題、基本目標、基本方針）
	11月26日	第3回審議会（取組、成果指標、素案等）
	12月16日	11月定例会建設委員会で改定素案報告
	12月23日	パブリックコメント実施
令和8年	1月21日	パブリックコメント終了
	2月4日	第4回審議会（意見公募結果、改定案）
	3月6日	2月定例会建設委員会で改定案報告
	3月下旬	計画改定および公表

■ 計画改定の背景と趣旨	案 P1	■ 計画期間	案 P3	■ 計画の対象	案 P3
本市においても更なる空き家等の増加が懸念され、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進め、対策を強化する必要があることから、これまでの本市基本方針の内容や取組を継承しながら、令和6年3月に本計画を策定し、これまで計画に基づく事務事業の検討と実施に取り組んでまいりましたが、令和7年7月に実施した町内会に対する空き家の実態調査結果を踏まえるとともに、令和7年度末に改定する上位計画である「第2期秋田市住生活基本計画」との整合性を図るため、本計画を改定します。		令和6年度～令和12年度 ※秋田市住生活基本計画と整合性を図るため、計画期間を延長 ※秋田市総合計画、秋田市住生活基本計画等の上位関連計画の改定に合わせ、見直しを実施		対象とする地区	対象とする空き家等の種類
				秋田市全域	空家法第2条に規定する「空家等」 ・空家等（空家法第2条第1項） ・特定空家等（空家法第2条第2項） ・管理不全空家等（空家法第13条第1項）

■ 状況の整理	案 P4～P14
人口・空き家等の状況	● 人口減少・少子高齢化の進展・加速
	● 高齢者単身・夫婦世帯の増加
	● 空き家は増加、賃貸・売却以外の空き家のうち6～7割は利活用可能
	● 町内会に対する実態調査で把握した空き家は約4,900戸（うち管理不適切な空き家は約3割、そのうち危険な空き家は約1割）
	● 地価の下落、中古住宅流通は増加傾向

■ 本市のこれまでの主な取組	案 P15～P18
秋田市空き家対策基本方針（平成26年4月策定）に基づき取組を実施（H26～R5）	
秋田市空家等対策計画（令和6年3月策定）に基づき取組を実施（R6～R8.2）	
基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	
● 市の広報、ホームページ等での情報提供 ● 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による空き家適正管理の啓発 ● 空き家所有者等無料相談会の開催 等	
基本方針2 空き家等の発生予防	
● 空き家ガイドブックの作成 ● 住宅リフォーム支援事業等による改修費の支援 等	
基本方針3 空き家等の利活用の促進	
● 空き家バンク制度の活用および推進 ● 空き家定住推進事業による改修費の支援 等	
基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化	
● 特定空家等および管理不全空家等判断基準の設定 ● 管理が不適切な空き家等に対する対応 ● 特定空家等への助言、指導、勧告、命令および代執行の実施 ● 条例に基づく緊急安全措置の実施 ● 老朽危険空き家解体撤去補助金による解体費用への支援 ● 令和5年7月豪雨災害等の浸水被害空き家調査の実施 等	
基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備	
● 町内会に対する空き家の実態調査の実施 ● 秋田市空家等対策審議会の設置および運営 ● 秋田市空家等の適切な管理に関する条例および規則の改正	

■ 空き家等対策の成果指標	案 P34			
指標	定義	現状 (R4)	改定時 (R6)	目標値 (R6～R12)
空き家相談会参加件数	空き家所有者等無料相談会の参加件数（参加件数の合計）	32件 (R4)	29件 (R6)	252件 (R6～R12)
特定空家等および管理不全空家等認定件数	特定空家等および管理不全空家等認定件数（認定件数の合計）	0件 (R4)	1件 (R6)	140件 (R6～R12)
老朽危険空き家解体撤去補助金活用件数	老朽危険空き家解体撤去補助金活用件数（活用件数の合計）	12件 (R4)	8件 (R6)	108件 (R6～R12)
空き家バンク登録物件数	空き家バンクの登録物件数（登録物件数の合計）	22件 (R4)	35件 (R6)	182件 (R6～R12)

■ 空き家等の課題	案 P19～P20
課題1 所有者の当事者意識の向上	基本方針1、2
● 所有者としての当事者意識の向上	
● 相続手続や成年後見制度などの周知	
課題2 空き家等の解消に向けた相談や情報提供の充実	基本方針1、2
● 空き家等所有者への相談体制や情報提供の充実	
● 空き家等となる前の啓発や情報提供の充実	
課題3 空き家等の利活用の推進	基本方針2、3、5
● 空き家等の活用の推進	
● 改修費用などへの支援	
課題4 増加する管理が不適切な空き家等への対応	基本方針1、4、5
● 適正管理の啓発および支援	
● 管理が不適切な空き家等への指導体制の強化	
● 浸水被害を受けた空き家等への対応	
● 町内会に対する空き家の実態調査で把握した空き家等への継続的な対応	
課題5 空き家等対策の実施体制の整備	基本方針5
● 庁内の連携体制の整備	
● 民間の関係団体との連携	

■ 基本目標	案 P21～P23
総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり	
基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	
◆ 市民等への意識啓発と情報提供 ◆ 空き家等の相談体制の充実 ◆ 空き家等の管理指針の周知 ◆ 空き家等の管理代行サービス等の利用促進	
基本方針2 空き家等の発生予防	
◆ 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供 ◆ 空き家等に係る税制優遇措置の周知 ◆ 既存住宅に住み続けられるための支援	
基本方針3 空き家等の利活用の促進	
◆ 空き家バンク等の活用 ◆ 空き地バンクの設置の検討 ◆ 空き家等の利活用および流通促進のための支援 ◆ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討	
基本方針4 管理が不適切な空き家等への対応の強化	
◆ 管理が不適切な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施 ◆ 所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施 ◆ 危険な空き家等の解体・撤去への支援 ◆ 浸水被害空き家等に対する対応 ◆ 町内会に対する空き家の実態調査で把握された管理が不適切な空き家等への対応 ◆ 空き家等への野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の未然防止の促進	
基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備	
◆ 空き家等の調査（町内会実態調査の継続調査等） ◆ 空き家等に関するデータベースの整備 ◆ 市民等が相談しやすい窓口体制の運用 ◆ 庁内での連携体制の整備 ◆ 関係団体等との連携体制の整備 ◆ 空家等管理活用支援法人の指定 ◆ 改正空家条例等の適切な運用	

案 P24～P33
空き家等対策の実施
※詳細は19ページ参照

■基本目標に対する基本方針および空き家等対策の実施内容

基本目標	基本方針	基本施策	実施状況	番号	重点取組	具体的な取組	検討又は実施時期						
							R7	R8	R9	R10	R11	R12	
総合的な空家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり	【基本方針1】 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	①市民等への意識啓発と情報提供	継続	1		市の広報、ホームページ等での情報提供（継続）						実施	
			継続	2		固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（継続）						実施	
			継続	3	○	空き家ガイドブックの作成（継続）	検討						実施
			継続	4	○	秋田市空き家所有者等無料相談会の開催							実施
			継続	5		秋田県主催の空き家相談会への参画							実施
			継続	6		国の基本指針に基づく、空き家等の適切な管理の指針の周知							実施
			継続	7		関係事業団体等との連携による空き家等の管理代行サービスおよび見守り代行サービスの検討			検討				実施
	【基本方針2】 空き家等の発生予防	①空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供	継続	8		市の広報、ホームページ等での情報提供（再掲）							実施
			継続	9		固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（再掲）							実施
			継続	10	○	空き家ガイドブックの作成（再掲）	検討						実施
			継続	11	○	秋田市空き家所有者等無料相談会の開催（再掲）							実施
			継続	12		秋田県主催の空き家相談会への参画（再掲）							実施
			継続	13		相続した空き家等に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続							実施
			継続	14		低未利用地に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続							実施
			継続	15		住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）							実施
			継続	16		移住者・子育て世帯定住推進事業（旧多世帯同居推進事業）による改修費の支援（補助）							実施
			継続	17		木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）							実施
	【基本方針3】 空き家等の利活用の促進	①空き家バンク等の活用	継続	18	○	空き家バンク制度の活用および推進							実施
			新規	19	○	利用者ニーズに対応した空き家等の流通の仕組みづくりの検討					検討		実施
			継続	20		住宅情報ネットワークサイトの活用および推進							実施
			継続	21		全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信							実施
			継続	22		住宅の利活用に向けたセミナー等の開催の検討					検討		実施
		②空き地バンクの設置の検討	継続	23	○	空き地バンク制度の設置の検討	検討						実施
			継続	24		住宅情報ネットワークサイトの活用および推進（再掲）							実施
			継続	25		全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信（再掲）							実施
		③空き家等の利活用および流通促進のための支援	継続	26		住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）（再掲）							実施
			継続	27	○	空き家定住推進事業による改修費の支援（補助）							実施
			継続	28		移住者・子育て世帯定住推進事業（旧多世帯同居推進事業）による改修費の支援（補助）（再掲）							実施
			継続	29		住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇							実施
			継続	30		木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）（再掲）							実施
			継続	31		中心市街地等空き店舗対策事業による改装費等の支援（補助）							実施
			継続	32		中心市街地等空き店舗データベースによる空き店舗情報の発信							実施
			継続	33		空き家等や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性の検討					検討		実施
			継続	34		空き家等の様々な活用方法に対する支援の検討					検討		実施
			継続	35		空家等活用促進区域の設定および空家等活用促進指針の策定の検討							検討
	【基本方針4】 管理が不適切な空き家等への対応の強化	①管理が不適切な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施	継続	36	○	特定空家等および管理不全空家等判断基準による調査および認定							実施
			継続	37	○	特定空家等および管理不全空家等の助言又は指導							実施
			継続	38	○	改善が見られない特定空家等および管理不全空家等への勧告、特定空家等への命令および代執行実施の検討					検討		実施
			継続	39		条例に基づく緊急安全措置の実施							実施
			継続	40		法に基づく緊急行政代執行の実施の検討							検討
		②所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施	継続	41	○	特定空家等および管理不全空家等の解消のための財産管理制度活用の検討					検討		実施
			継続	42	○	老朽危険空き家解体撤去補助金による解体費用への支援							実施
			継続	43		金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇							実施
		③危険な空き家等の解体・撤去への支援	継続	44		解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討					検討		実施
			継続	45	○	浸水被害空き家等の調査および所有者への指導							実施
			継続	46	○	老朽危険空き家解体撤去補助金による解体費用への支援（再掲）							実施
			継続	47		金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇（再掲）							実施
	継続		48		解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討（再掲）					検討		実施	
	④町内会に対する空き家の実態調査で把握された管理が不適切な空き家等への対応	新規	49	○	町内会に対する空き家の実態調査で把握された管理が不適切な空き家等の所有者への指導等の実施							実施	
	⑥空き家等への野生鳥獣の棲みつき等による人身被害の未然防止の促進	継続	50	○	野生鳥獣誘引のおそれがある空き家等の所有者等への適切な管理の啓発や指導							実施	
		新規	51	○	秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金による実なる誘引樹木（栗・柿）伐採に要する経費の支援							実施	
		継続	52		市民からの通報や日常的なパトロールによる空き家等の把握							実施	
	【基本方針5】 空き家等対策の実施体制の整備	①空き家等の調査（町内会実態調査の継続調査等）	継続	53		効率的な空き家調査手法の検討および実施					検討		実施
			新規	54	○	町内会に対する空き家の実態調査で把握した空き家等の継続調査の実施	検討						実施
			新規	55	○	町内会に対する空き家の実態調査で未把握区域の空き家等の調査の実施					実施		-
			継続	56	○	所有者意向調査の検討および実施					検討		実施
			継続	57		空き家等データベースの整備および庁内での情報共有					検討		実施
		②空き家に関するデータベースの整備	継続	58		空き家等データベースシステム導入の検討					検討		実施
			継続	59		市民が相談しやすい相談体制の運用							実施
			継続	60	○	空き家対策チーム再編による各課所室の役割分担や連携体制の整備					検討		実施
		③市民等が相談しやすい窓口体制の運用	継続	61	○	空き家対策チーム再編による庁内連絡会議による空き家等対策の検討					検討		実施
			継続	62	○	民間団体等と連携した空家等対策審議会による空き家等対策の検討							実施
		④庁内での連携体制の整備	新規	63	○	シルバー人材センター等との協定内容の見直しおよび連携					検討		実施
			継続	64	○	空家等管理活用支援法人の指定の検討および指定法人との連携による空き家等対策の実施					検討		実施
			継続	65	○	改正空家条例等の適切な運用							実施

秋田駅前地区第一種市街地再開発事業の動向について

1 経緯

本区域は、秋田駅前という立地にあり、戦後間もなくバラック建ての商店街が形成されていたが、防災上のほか、土地の高度利用や商業の活性化、都市機能の更新といった観点から一体的な開発が必要であったため、昭和49年11月に再開発事業の都市計画が決定され、地区ごとに再開発事業が行われてきた。

【再開発事業の施行状況】（名称は当時のもの）

- 昭和49年11月 都市計画決定（当初）
 - 昭和55年11月 イトーヨーカドー、
秋田市公営駐車場 開業
 - 昭和59年4月 本金西武、バス停留所 開業
 - 昭和59年5月 秋田ビューホテル 開業
 - 平成元年2月 北第一地区事業認可（施行中）
- ※ 北第二地区(仮称)は現時点まで未着手



▲事業区域

2 北第二地区(仮称)における民間事業者の動向

市街地再開発事業の実施を見据え、令和8年2月に、民間事業者から市に対し、都市計画法に基づく都市計画変更の提案があった。

【都市計画提案の内容】

建築物の主たる用途	現行	変更案
	ホテル、店舗、娯楽	ホテル、店舗、事務所、共同住宅(3階以下を除く)

【参考】都市計画の変更と市街地再開発事業の主な流れ

